

下委単 R7-5 公共下水道流域接続点水質等調査業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、新潟県流域下水道条例施行規則第 11 条第 3 号及び新潟県流域下水道管理要領第 7 条第 1 項の規定による流域接続点における水質等に関する調査である。

2. 調査内容

調査場所及び水質検査項目等は、実施計画書をはじめとした本仕様書のとおりとし、水温を含む水質分析及び実測下水量等を調査し報告書にまとめること。

・流域下水道接続点水質等調査 19 箇所×2 回

（春期）

スポット採水、流量計測

水質分析 一般項目 7 項目×19 箇所

水温、特殊項目 1 項目×19 箇所

有害物質 1 項目× 1 箇所

（秋期）

スポット採水、流量計測

水質分析 一般項目 7 項目×19 箇所

水温、特殊項目 1 項目×19 箇所

有害物質 1 項目× 1 箇所

3. 実施日程

調査実施日は県の通知によるが、概ね春期調査 6 月上旬、秋期調査 11 月上旬とする。詳細は監督員の指示によること。

4. 結果報告

(1) 業務が完了したときは、次の書類を実施回ごと（全 2 回）に提出すること。

①調査報告書（1 部） 電子データとも・・・別紙様式

②計量証明書（1 部） 電子データとも・・・任意様式

③写真（1 部）・・・採水場所及び採水状況がわかるもの

(2) 提出期限は調査実施日から 20 日以内とする。ただし、異常値のある場合は速報として報告すること。

※注意事項

1. 調査実施日から 30 日以内に県に報告する必要があることから、完了後は早期に提出することに務めること。
2. 複写したものを県及び対象事業場への報告等に使用することがあることをあらかじめ了承のこと。

5. その他

- ① その他不明な点は監督員と協議すること。
- ② 指示、協議等があった場合は委託打合簿を作成し、監督員から確認を得ること。